

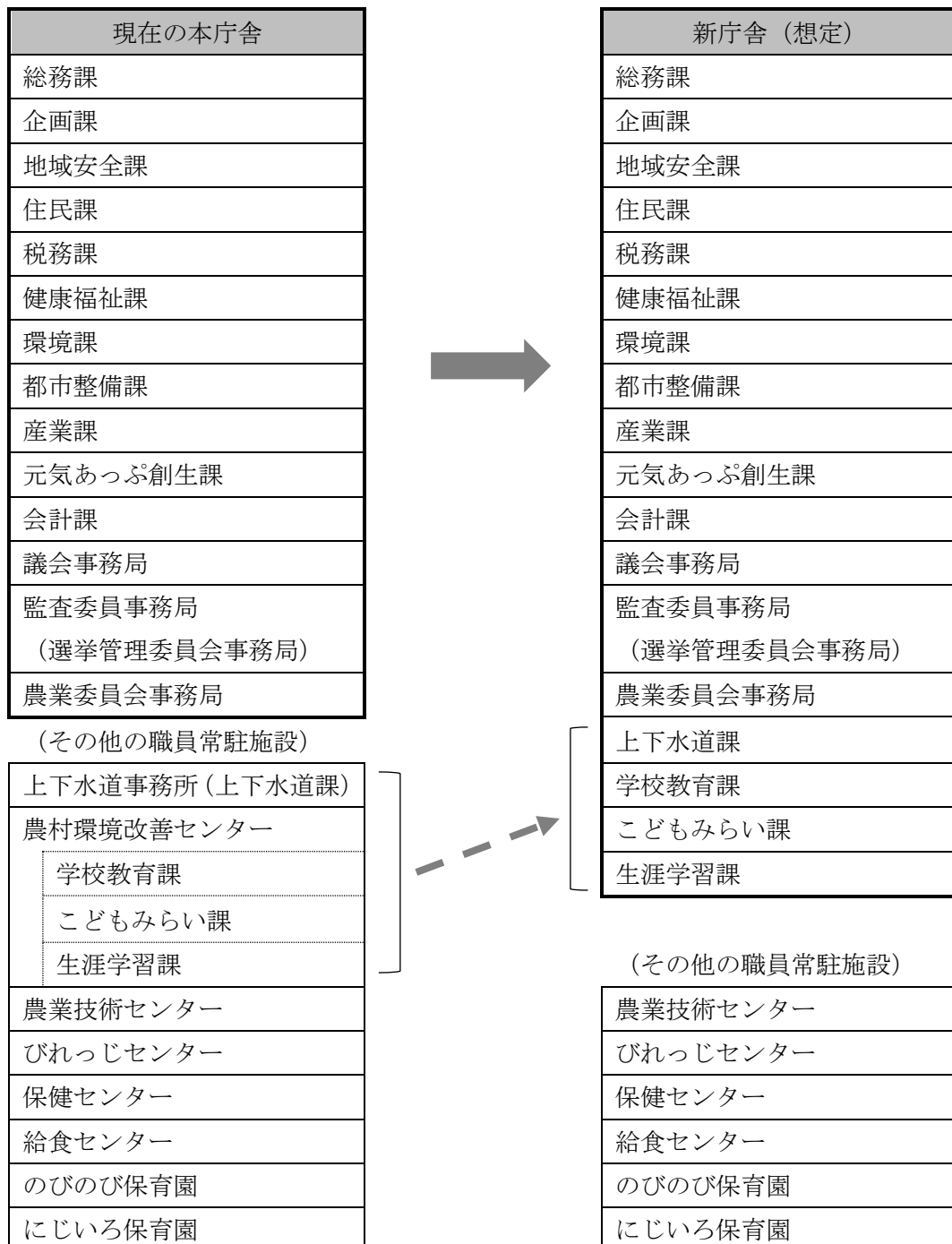
※本資料について※

今回の資料における数値設定については、第2回新庁舎整備検討委員会での検討時における規模感の目安として提供するものであり、今後、規模・機能に係る検討内容の反映や、これに基づく専門的な計画・設計の段階で変動します。

整備検討にあたっての想定

1 入居課等の想定

現庁舎が抱える問題のひとつが本庁機能の分散化であることから、現時点では、本庁機能を有する課等を新庁舎にまとめることを想定します。



2 職員数の想定

過去5年間の本町の正職員数は、次のとおりです。

	H29	H30	R1	R2	R3
正職員数(人)	181	181	189	194	194

(各年4月1日、再任用短時間勤務職員除く)

再任用(※定年退職から年金受給開始までの間、改めて採用する制度)や定年引き上げへの対応、年齢や階級のバランスを考慮した採用計画等により、今後も同程度の正職員数を維持する見込みです。

また、庁舎内には正職員のほか、会計年度任用職員(※いわゆる臨時職員)や派遣社員等も勤務しています。このことから、新庁舎整備規模を検討する際に想定する職員数は、現在、庁舎内に定位置を持つすべての人員の数を基準とします。

3 新庁舎の規模の想定

検討段階における新庁舎の規模感の参考値として、「本庁機能をまとめた場合」に、その場所で勤務すると考えられる「職員数」から、新庁舎に最低限必要な面積(延床面積)※を算定しました。

算定には、他の自治体でも多く採用されている国の2つの基準を用いました。

① 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」 国の官庁施設整備の算定基準	おおむね 4,600 m ²
② 総務省「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」(※H23廃止) 一般的に庁舎建設費用の財源として活用される地方債の対象基準	おおむね 4,400 m ²

※ 改善センター内の生涯学習施設機能(研修室や調理室等)は含んでいません。

また、工事等に使用する資機材用の倉庫は含んでいません。

なお、現在の本庁舎規模と比較した場合はこのような状況です。(単位：m²)

(職員数)	想定規模		現本庁舎	(参考)現在の課等の場合	
	国交省基準	総務省基準		国交省基準	総務省基準
		188人		132人	132人
事務室	1,411	1,329	929	1,024	941
会議室・倉庫・設備等	1,532	1,468	1,136	1,222	1,032
玄関・廊下等	1,145	1,119	821	913	789
車庫	18	25	—	18	25
議事堂	455	455	252	455	455
計	4,561	4,396	3,138	3,632	3,242

※ 現本庁舎の室内面積は、竣工図等によりおおよその面積を計測したものです。

① 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく面積算定

区 分		職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	基準面積 (㎡/人)	補正前面積 (㎡)	補正後面積 (㎡)
事務室	特別職	3	18.0	54	3.3	178	補正係数 ×1.1
	参事	3	9.0	27		89	
	課長級	16	5.0	80		264	
	課長補佐級	24	2.5	60		198	
	係長級	32	1.8	58		191	
	一般職員	91	1.0	91		300	
	その他	19	1.0	19		63	
事務室 小計		188		389		1,283	1,411
会議室		(職員100人あたり40㎡+10人増すごとに4㎡) ×補正係数1.1					79
電話交換室		換算人員約400人の場合 94㎡					94
倉庫		補正前事務室面積の13%					167
庁務員室		1人まで10㎡					10
湯沸室		6.5～13㎡を標準とする (6.5㎡×6か所)					39
受付及び巡視溜		1.65㎡×人数/3を標準とし、6.5㎡を最小とする					7
便所及び洗面所		職員数150人以上の場合 人数×0.32㎡					60
医務室		職員数150人以上200人未満の場合 55㎡					55
食堂及び喫茶室		職員数150人以上200人未満の場合 75㎡					75
議事堂	*	議員定数13人×35㎡					455
書庫	*	台帳倉庫等					300
更衣室	*						46
サーバ室	*						30
印刷室	*						27
付属面積 小計							1,444
機械室		一般庁舎(冷暖房)有効面積2,000～3,000㎡の場合 436㎡					436
電気室		冷暖房(高圧受電)有効面積2,000～3,000㎡の場合 78㎡					78
自家発電機室		最小限29㎡					29
設備関係面積 小計							543
交通部分		補正前事務室・付属面積・設備関係面積の合計の35%					1,145
交通部分 小計							1,145
車庫		自動車置場 中型車(乗用車)1台あたり18㎡、町長車1台分					18
車庫 小計							18
合 計						4,561	

*) 基準がないため実情に応じて有効面積に加算(議事堂については総務省基準を準用。)

② 総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく面積算定

区 分	職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	基準面積 (㎡/人)	面積 (㎡)	
事務室	特別職	3	12.0	36	4.5	162
	参事	3	2.5	8		36
	課長級	16	2.5	40		180
	課長補佐級	24	1.8	43		194
	係長級	32	1.8	58		261
	一般職員	91	1.0	91		410
	その他	19	1.0	19		86
	小計	188		295		
会議室等（会議室、電話交換室、 便所、洗面所その他の諸室）		常勤職員数（185人）×7.0㎡				1,295
倉庫		事務室面積の13%				173
玄関等（玄関、広間、廊下、階段 その他の通行部分）		（事務室＋会議室等＋倉庫）の40%				1,119
車庫		1台につき 25㎡（町長車1台分）				25
議事堂 （議場、委員会室及び議員控室）		議員定数（13人）×35㎡				455
合 計						4,396

基本理念と基本方針

庁舎整備を行った多くの自治体が、基本構想又は基本計画の中で、庁舎整備における根本の考え方である「基本理念」とそれを実現するための「基本方針」を定めています。

1 基本理念

(1) まちづくりの基本理念とキャッチフレーズ

まちづくりの基本理念

希望の持てるまちを後世に引き継いでいく

キャッチフレーズ

くらし 高まる たかねざわ

『地域経営計画 2016』において、計画年度の10年間（2016～2025年度）のまちづくりの基本理念を「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」とし、町が成長し続けるため、「高まる」をキーワードに、町民の皆さんの暮らしが高まるまちづくりを進めるキャッチフレーズ「くらし 高まる たかねざわ」を定めました。

(2) 新庁舎整備の基本理念

新庁舎の整備は、単に建物を整備するというものではなく、その事業によってまちづくりを行っていくというものです。したがって、新庁舎整備の基本理念は、まちづくりの基本理念を継承し、「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」ために、どのような考え方で事業を推進していくのかということを示すものとなります。

以下に示す新庁舎整備の基本理念（案）は、まちづくりの基本理念を継承し、めまぐるしく変わっていく社会情勢に柔軟かつ的確に応えられるような「後世に引き継ぐ庁舎」を整備することによって、持続可能なまちづくりを行い、町のさらなる発展を目指していくという考え方を示しています。

新庁舎整備の基本理念（案）

持続可能なまちづくりの拠点

2 基本方針

基本方針は、基本理念を実現するための基本的な方針です。

他市町の例では、実現したい庁舎像などが5～10項目程度にまとめられています。

(参考資料：他市町の庁舎整備における基本方針等)

今回（第2回）の検討委員会では、基本方針を定めるにあたって、

- ・現在の本庁舎の問題点
- ・新庁舎に望むこと、必要と思われる機能
- ・目指す町のすがた

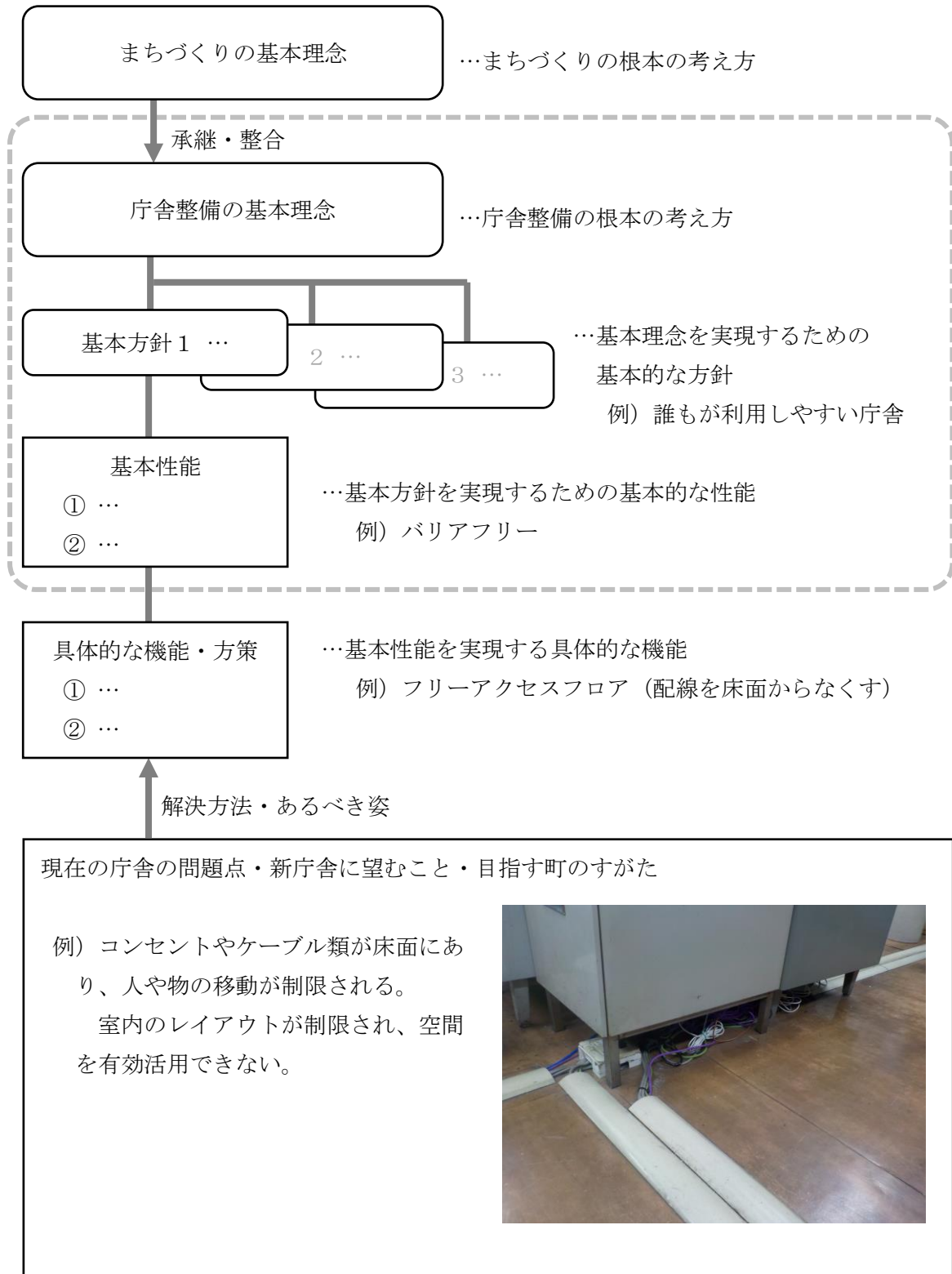
などのご意見を伺いたいと思います。

なお、今後、基本方針に基づいて、庁舎に求める基本的な性能や機能を検討していくこととなりますが、検討が進むにしたがって庁舎機能が追加（あるいは削除）された場合、一度決めた基本方針に変更が生じることが予想されるため、基本構想に係る答申までの間は、必要に応じて随時見直しをかけていくものとします。

3 庁舎整備における課題と基本理念・基本方針等との関係

庁舎整備における課題と基本理念・基本方針等はこのような関係にあります。

グレーの点線で囲った部分について、基本構想の検討段階で整理していきます。



【参考資料：他市町の庁舎整備における基本方針等】

那珂川町庁舎建設基本構想（H25.9）

1 基本方針設定に向けた視点

- （1）庁舎としての建築的基本性能を満たす施設であること
- （2）多数の町民が訪れる施設であること
- （3）庁舎整備における業務・機能の将来像を見据えた施設であること

2 施策に関する具体的な理念

- （1）住民に開かれた庁舎
- （2）住民サービスの向上と円滑な事務の執行につながる施設
- （3）議会活動を推進する場
- （4）地域の防災センターとしての機能を持った施設
- （5）情報化に対応できる施設
- （6）環境配慮型庁舎（グリーン庁舎）への対応
- （7）経済性・耐久性に配慮した施設づくりと維持管理の実践

	職員数（人）	換算職員数（人）	延床面積（㎡）
国交省基準	148	320.5 *	5,429.2
総務省基準		320.5	4,632.1

国交省基準の換算職員数は総務省基準による。

日光市本庁舎整備基本計画（H27.1）

- （1）市民が利用しやすい庁舎「利便性」
- （2）安全で安心な庁舎「安全性」
- （3）経済性を考えた庁舎「経済性」
- （4）環境にやさしい庁舎「環境性」
- （5）将来のことを考えた庁舎「将来性」
- （6）日光にふさわしい庁舎「日光らしさ」
- （7）市民が快適に憩える庁舎「快適性」
- （8）職員が働きやすい庁舎「職場環境」
- （9）人と人のつながりを大切にする庁舎「市民交流」
- （10）地域とのつながりを大切にする庁舎「地域連携」

	職員数（人）	換算職員数（人）	延床面積（㎡）
国交省基準	518	933.5	13,533.9
総務省基準		898.5	12,452.8

那須塩原市新庁舎建設基本構想 (H27. 3)

- (1) 親しみやすい便利な庁舎
- (2) 災害に備えた防災拠点となる庁舎
- (3) まちづくりの拠点となる庁舎
- (4) 環境に配慮した経済的な庁舎
- (5) 開かれた議会を推進する庁舎

	職員数 (人)	換算職員数 (人)	延床面積 (㎡)
国交省基準	—	1,025 *	14,893.7
総務省基準	—	1,043 *	19,024.8

職員数は資料中に記載なし。換算職員数は資料中に記載がなく、事務室面積から計算して求めた数。

大田原市庁舎復興再整備基本計画 (H27. 7)

- (1) 市民が利用しやすい、交通の利便性の良い場所にある庁舎
- (2) 市民協働機能の充実と市民に開かれた庁舎
- (3) 全ての課が庁舎内にある集約性の高い庁舎
- (4) 市民にわかりやすい配置と市民が使いやすい庁舎
- (5) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した庁舎
- (6) 災害に強く、また災害対策本部として機能できる庁舎
- (7) 高度情報化に対応した庁舎
- (8) 再生可能エネルギーや省エネルギーに対応した環境にやさしい庁舎
- (9) 景観や周辺環境などに配慮した庁舎
- (10) 機能性と経済性のバランスが取れた庁舎

	職員数 (人)	換算職員数 (人)	延床面積 (㎡)
国交省基準	—	—	—
総務省基準	434	808.3	10,917.5

国交省基準による算定は資料中に記載なし。

小山市役所新庁舎建設基本構想 (H29. 9)

- (1) 市民の安全・安心を守る庁舎
- (2) 便利で効率的な機能性を発揮できる庁舎
- (3) まちの魅力と地域の活力を発信する庁舎
- (4) 人と環境にやさしい庁舎
- (5) 将来の変化を見据えた庁舎
- (6) 開かれた議会とする庁舎

	職員数 (人)	換算職員数 (人)	延床面積 (㎡)
国交省基準	—	—	—
総務省基準	1,055	1,669	20,527

国交省基準による算定は資料中に記載なし。

壬生町新庁舎基本構想（H30.7）

- （１）町民に親しまれ、利用しやすい庁舎
- （２）災害に強く、防災の拠点となる庁舎
- （３）町民の活動、官民協働の拠点となる庁舎
- （４）多様化し変化する行政ニーズに柔軟に対応できる庁舎
- （５）まちづくりの拠点となる庁舎
- （６）住民に開かれた議会活動の推進に資する庁舎

	職員数（人）	換算職員数（人）	延床面積（㎡）
国交省基準	221	559	7,473.6
総務省基準		—	—

総務省基準による算定は資料中に記載なし。

塩谷町庁舎整備基本構想（H31.1）

- （１）利便性が充実した誰もが利用しやすい庁舎
- （２）将来の変化に対応可能で効率的な運営のできる庁舎
- （３）安心・安全な暮らしを支える庁舎
- （４）地球環境に配慮し、ライフサイクルコストを縮減できる庁舎
- （５）交流の拠点となる庁舎
- （６）自然と景観に調和した庁舎
- （７）町民に親しまれる議会庁舎

	職員数（人）	換算職員数（人）	延床面積（㎡）
国交省基準	118	256.5	3,512.5
総務省基準		193.7 *	2,955.5

総務省基準による換算職員数は資料中に記載がなく、事務室面積から計算して求めた数。